⑵　⑴の仕向港での進路を示す記号は、別表第一による仕向港を示す記号の後に一文字のスペースを空け、その後に付するものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる港を仕向港とし、同港の港内又は境界付近でびょう泊し、引き続いて同港を航行する場合にあっては、当該びょう泊をするまでの間は⑴イの記号を、引き続いて同港で航行する時は⑴ロの記号を、それぞれ付するものとする。

⑶　たとえば、釧路港を仕向港とし、釧路港では東区第１区の係留施設に向かって航行する場合は、「＞ＪＰ　ＫＵＨ　１」となる。

港　名	仕　向　港　で　の　進　路	進路を示す記号
釧路	東区第１区の係留施設に向かって航行する。	1
	東区第２区の係留施設に向かって航行する。	2
	東区第３区の係留施設に向かって航行する。	3
	西区第１区の係留施設に向かって航行する。	4
	西区第２区の係留施設に向かって航行する。	5
苫小牧	第１区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭１号東岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	C
	第１区の木材ドルフィン２号から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	N
	第１区の勇払ふ頭から中央南ふ頭西岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	E
	第１区のホクレン用桟橋から苫小牧ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	S
	第２区の入船ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	２E
	第２区の西ふ頭又は南ふ頭の係留施設に向かって航行する。	2W
函館	第１区の係留施設に向かって航行する。	1
	第２区の係留施設に向かって航行する。	2
	第３区の係留施設に向かって航行する。	3
	第４区の係留施設に向かって航行する。	4
秋田船川	秋田北防波堤灯台から旧北防波堤先端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	N
	旧北防波堤先端から99度に陸岸まで引いた線（以下「Ａ線」という。）以北の係留施設に向かって航行する。	E
	新日本石油桟橋に向かって航行する。	ＥN
	Ａ線の南側の旧雄物川東側の中島岸壁から下浜ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	ＥC
	Ａ線の南側の旧雄物川東側の寺内ふ頭以南の係留施設に向かって航行する。	ＥS
	Ａ線の南側の旧雄物川西側の係留施設に向かって航行する。	W
鹿島	深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	O
	中央水路（深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線、同地点から住友金属工業原料岸壁東端まで引いた線、住友金属工業製品岸壁南端（以下「Ａ地点」という。）から227度30分に引いた線（以下「Ａ線」という。）、Ａ地点から169度760メートルの地点から272度30分に引いた線（以下「Ｂ線」という。）及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の北側の係留施設に向かって航行する。	ＣN
	中央水路の南側の係留施設に向かって航行する。	ＣS
	南水路（Ｂ線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の東側の係留施設に向かって航行する。	ＳE
	南水路の西側及び南側の係留施設に向かって航行する。	SW
	北水路（Ａ線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の南西側及び北西側の係留施設に向かって航行する。	NW
	北水路の北東側の係留施設に向かって航行する。	ＮE
千葉	千葉区第１区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	1
	千葉区第３区の係留施設に向かって航行する。	3
	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のＥからＭ岸壁に向かって航行する。	ＦS
	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。	ＦN
	ＪＦＥ物流東京物流センター護岸北端から新日本石油市川油槽所護岸東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	ＩW
	日新製鋼市川製造所護岸南東端から京義倉庫市川東浜物流センター岸壁西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	ＩE
京浜東京区	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11ドルフィンバースに向かって航行する。	L
	10号地その１岸壁、11号地建材ふ頭、12号地内貿雑貨ふ頭岸壁、Ｍ１からＭ５ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。	M
	10号地その２又はお台場ふ頭岸壁に向かって航行する。	V
	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	H
	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。	T
	有明商運有明桟橋、13号地その１埋立地ふ頭、清掃局浮桟橋又は台場官庁船桟橋に向かって航行する。	A
	品川ふ頭に向かって航行する。	S
	13号地官庁船桟橋又は晴海ふ頭岸壁に向かって航行する。	R
	東京電力大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	O
	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。	C
京浜川崎区	堺運河の係留施設に向かって航行する。	ＳU
	田辺運河の係留施設に向かって航行する。	ＴU
	池上運河の係留施設に向かって航行する。	ＩU
	塩浜運河の係留施設に向かって航行する。	ＳG
	大師運河の係留施設に向かって航行する。	DU